

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、労働基準監督署長が平成○年○月○日付けでした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分（以下「本件処分」という。）を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、当該審査請求は審査請求期間を徒過してされた不適法なものであるとしてこれを却下したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 労働者災害補償保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができるとされている。当該規定の趣旨とするところは、当審査会の本案に関する裁決、すなわち原処分の適否に関する裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているので、この点について以下検討する。

3 審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件についてこの点をみると、次のとおりである。

(1) まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、厚生労働省は平成○年○月○日に請求人に支給決定通知を送付し、同日銀行振込をなしていることが認められる。また、当該支給決定通知は労働基準監督署又は厚生労働省に返戻されていない。

(2) 請求代理人は、平成○年○月○日付けで審査官に提出した労働保険審査請求書に、原処分があったことを知った日について、平成○年○月○日に通帳記入をして初めて処分があったことを知った旨記載している。

また、請求代理人は、平成○年○月○日及び平成○年○月○日に行われた審査官からの電話録取において、要旨、障害認定を受けた後、今後の決定処理について説明を受けた。支給決定通知は見えていないが記帳により支給がなされたことを知り、審査請求の関係で労働相談や開示請求を行ったことで審査請求期間が延長されるのかと思った、と述べている。

(3) 一方、監督署の担当者は、平成○年○月○日に行われた審査官との面談において、要旨、障害認定の際に障害等級に不服がある場合は審査請求ができることを請求代理人に説明し、障害補償給付支払後の同年○月中に同人から電話を受けた際も処分を知った日から60日以内であれば審査請求が可能であることを説明した、と述べている。

(4) 支給決定通知は普通郵便によってなされるが、通常郵送にかかる日数を鑑みると、同通知が発送された平成○年○月○日以降の数日間のうちに請求人の住所に配達されたと考えることが相当である。さらに、上記監督署の担当者の申述から、請求代理人は障害補償給付が支給された後、同年5月中に、審査請求期間について説明を受けていたことが認められる。

したがって、請求代理人の申述を斟酌しても、少なくとも請求人及び請求代理人は平成○年○月末日までには原処分があったことを知っていたものと判断することが相当であり、平成○年○月○日を起点としても、審査請求の期限は平成○年○月○日までとなる。

しかしながら、請求人が審査官に審査請求を提出したのは、平成○年○月○日であり、本件審査請求は、法定の請求期間を徒過した後になされたものである。

4 ところで、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を徒過してされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そ

して、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならないものと解するのが相当である。

- 5 これについて請求代理人は、前述のとおり、労働相談や開示請求によって審査請求期間が延長されると思っていた旨述べている。

しかしながら、これは請求人の独自の見解と言わざるを得ず、少なくとも、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるような事情があつたことについて疎明があつたものとは認めることができない。

- 6 以上のとおりであるから、本件審査請求は、請求期間を徒過してなされており、その徒過したことについて正当な理由があつたことの疎明がないので、適法なものとは認められず、これを却下した審査官の決定は妥当なものである。

したがって、本件再審査請求も、適法要件を欠く審査請求を基礎とする不適法なものであるので、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。